

平成 22 年 4 月 28 日

各 位

株式会社 阿波銀行

## 元行員による不祥事件について

このたび、弊行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。高い公共性・社会性を有するとともに、信用とコンプライアンス（法令等の遵守）を基本とする金融機関として、このような不祥事件が発生いたしましたことはまことに遺憾であり、役職員一同深く反省いたしております。

お取引先のみなさま、地域のみなさま、株主のみなさまに対しまして、心より深くお詫びを申し上げます。

当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスの徹底・強化に努めておりますが、今般の不祥事件を厳粛に受け止め、早期の信頼回復に向け内部管理態勢の充実強化に努めてまいります。

### 記

#### 1. 事件の概要について

- (1) 事故者 当行 神戸支店 元行員（男性・34 才）
- (2) 発生日 平成 22 年 3 月 17 日
- (3) 判明日 平成 22 年 3 月 30 日
- (4) 事故金額 400,000 円（最終被害額 0 円）  
事故回数は 1 回のみであり、事故者の家族によって判明日の翌日に全額弁済されており、最終の被害はありません。
- (5) 事故内容  
当該元行員は、銀行保有の収入印紙を持ち出し、換金のうえ遊興費等の支払いに充当しておりました。
- (6) その他  
本件に関しましては、監督官庁等関係機関への届け出および警察への通報もいたしております。

#### 2. 関係者の処分について

当該元行員は、平成 22 年 4 月 16 日付けで懲戒解雇処分といたしました。  
また、関係者については行内規程に基づき厳正な処分を行いました。

#### 3. 再発防止策について

当行といたしましては、今般の事態を重く受け止め、全職員に対するコンプライアンス教育の徹底・強化、収入印紙税納付計器の導入による一層厳正な事務取扱いの徹底、さらには本部監査等の検証・監視態勢の充実強化により再発防止を図ってまいります。

収入印紙税納付計器とは、事前に一定額の収入印紙税を税務署に納付しておくことにより、都度収入印紙を貼付することなく、その収入印紙税に相当する金額を押印することで印紙税を納付することができる機器です。

#### 4. お問い合わせ窓口について

本件に関するお客さまのお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

- 名 称 : あわぎんお客さまサポートセンター
- 電話番号 : 0120-39-8689（フリーダイヤル）
- 受付時間 : 9:00～17:00

以 上